

平成22年度魅力ある商店街づくり助成事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、財団法人日本宝くじ協会（以下「協会」という。）の自治宝くじの普及宣伝事業の一環である「魅力ある商店街づくり助成事業」の円滑な実施に協力し、地域社会の活性化を推進するため、この要綱の定めるところにより、市町村が計画している商店街のイメージアップ又は中心市街地の再活性化を目的とした優良な商店街の振興整備事業に対し、支援を行う。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、市町村（東京都23特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、市町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等により実施する事業で、商店街のイメージアップに資する施設、設備等の整備とする。
- 2 助成対象事業は、助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- 3 「事業の選定基準は、自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できると認められること」のほか、次の基準によって総合的に判断し、他の財源による代替可能性等に鑑みつつ、選定するものとする。
 - (1) 商店街の機能の発揮に有効な事業であること。
 - (2) 地方の特色を活かした先進性及び独創性を有する事業であること。
 - (3) 基本計画等の実現に寄与するものであること。
 - (4) 大規模小売店舗の進出又は撤退により影響を受けた商店街で実施される事業など必要性及び緊急性の高い事業であること。
 - (5) 都道府県及び市町村の各種振興計画の推進と連携し、地域の活性化に寄与するものであること。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、市町村が助成対象事業を実施するために要する経費（以下「事業費」という。）とする。

第5 助成金

助成金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の額は1件につき2,000万円に消費税額等（消費税及び地方消費税の額をいう。以下同じ。）を加えた額を上限とする。
- (2) 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

第6 助成の要望手続き

この要綱による助成を受けようとする市町村の長は、都道府県知事を経由して、センター理事長に平成22年1月20日までに助成要望書（様式1及び2）を正副1部ずつ提出するものとする。

この場合、都道府県知事は、第3-3に定める選定基準によって、1事業を選定し、当該助成要望書に対し、意見（様式3）を付して送付するものとする。

第7 助成の内定等

センター理事長は、第3-3に定める選定基準によって、送付された助成要望書の内容を審査し、協会理事長及び関係機関と協議の上、予算の範囲内で助成する事業及び助成金の額を内定するものとする。

2 センター理事長は、前項により助成を内定した場合は、その旨を、都道府県知事を経由して市町村の長に内示するものとする。

第8 助成の申請手続き

助成の内定を受けた市町村の長は、事業計画書を作成し、都道府県知事、センター理事長を経由して協会理事長に、平成22年6月18日までに助成申請書（様式2および4）とともに正副1部ずつを提出するものとする。

この場合、都道府県知事は、当該申請書に対し、副申（様式5）を行うものとする。

第9 助成の決定等

協会理事長は、市町村の長からの申請を受け、予算の範囲内で助成する事業及び助成額を決定し、都道府県知事を通じ、市町村の長にその旨を通知するものとする。

第10 事業内容の変更

市町村の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更する必要がある場合は、直ちに変更内容とその理由を付して、都道府県知事、センター理事長を経由し、協会理事長に報告し、事前にその承認を受けるものとする。

ただし、入札等に伴う事業費の変更についてはこの限りではない。

第11 実績報告等

市町村の長は、助成の決定を受けた事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、都道府県知事、センター理事長を経由して協会理事長に、事業完了後2ヶ月以内若しくは平成23年4月15日までに完了報告書（様式6）及び助成金支払申請書（様式8）を正副1部ずつ提出するものとする。

第12 助成金の交付

協会理事長は、完了報告書及び助成金支払申請書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、市町村の長に交付する。

- 2 協会理事長は、前項により助成金の交付を行った場合は、その旨をセンター理事長に通知するものとするとともに、センター理事長はその旨を都道府県知事を経由して市町村の長に通知するものとする。

第13 自治宝くじの普及広報

市町村の長は、本事業の財源が自治宝くじの普及宣伝事業費であることにかんがみ、施設又は設備等にその旨を表示し、自治宝くじの普及宣伝に努めるものとする。また、表示に関する基準については、別途定めるものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項はセンターが別途定める。

平成22年度魅力ある商店街づくり助成事業の実施に係る留意事項

平成22年度魅力ある商店街づくり助成事業の実施については、平成22年度魅力ある商店街づくり助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）とともに、次の事項に留意してください。

第1 事業実施主体

事業実施主体として市町村以外は認められませんが、この事業の実施に当たり、その業務の一部または全部を商店街振興組合等に委託することができるものとします。

第2 助成対象事業

1 助成対象となる事業には、次の事業が考えられますが、事業実施主体の創意工夫が求められます。

(1) 商店街内及びその隣接地に生じている空地（空家）を公共用スペースとして活用することによって、商店街の集客力を高める施設や地域の商業の振興に資する施設の整備事業

（例）ポケットパークの整備、催事場、ミニステージ、休憩場所等の設置

(2) 商店街に統一したイメージを与えることにより、景観のイメージアップを図る整備事業

（例）モニュメントやストリートファニチャー等の設置、街路灯の設置やカラータイル舗装などを一体的に行う歩道の整備、アーケードの整備、植栽やウォールペインティング等の整備

(3) (1)(2)の事業の他、商店街の情報化等、本助成事業の趣旨に合致した事業であつて、自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できると認められるハード事業の整備事業。

2 次の事業については、助成対象外となりますので、留意してください。

(1) 本来、行政機関が整備すべき基本的機能と考えられる施設等の整備事業

(2) 宝くじのイメージにそぐわないと思われる施設等の整備事業

（例）駐車場やトイレのみの整備事業

(3) 長期にわたり自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できない施設等の整備事業

3 要綱3-1の「基本計画等」には、策定しようとする案も認めることとします。

4 要綱第3 3の「事業の選定基準は、自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できると認められること」とは、次の事項を考慮し判断するものとします。

- (1) 助成額である2,000万円を有効に活用した規模の事業であること。
- (2) 「夢」のある宝くじのイメージに沿った施設の整備であること。
- (3) 長期間にわたり使用され、目の触れる機会の多い施設の整備であること。
- (4) 他に国の補助金等を受けない単独事業であること。

ただし、周辺と一体的な施設整備を行うなど、事業全体のいずれか一部に補助を受けている場合、助成対象の部分と国の補助金等を充当した部分との区分が明確である場合は、この限りではありません。

- (5) 原則として、過去に採択とならなかった市町村の事業であること。
また、前年度に採択とならなかった都道府県内の事業を優先します。

第3 助成対象経費

要綱第4の「助成対象経費」には、事業実施に直接必要な工事請負費、設計委託費等とし、次の経費を含まないものとします。

- (1) 用地購入費、用地造成費
- (2) 既存施設購入費
- (3) 既存施設の撤去・処理費
- (4) 整備検討等に関する調査費

ただし、工事に必要な設計書、図面等を作成する設計費は対象とします。

- (5) 施設等の消耗品及び備品類

ただし、休憩所の椅子等施設の機能上不可欠かつ最小限の備品は対象とします。

- (6) 事務費的経費（旅費・食糧費・消耗品費・賃金・雑費等の間接的経費）

第4 助成要望及び助成申請

要綱第6の「助成要望書」および要綱第8の「助成申請書」には、次の資料を添付するものとします。なお、助成申請書は、事業進行に最適な受付時期に提出すればよいものとします。また、事業名については、必ず、助成対象事業を実施する商店街の名称及び事業内容が具体的かつ明確にわかるものとしてください。

- (1) 魅力ある商店街づくり助成事業実施計画書（様式2）
- (2) 市町村が中心市街地における商店街振興に関して策定する基本計画等
ただし、助成申請書には添付を必要としません。
- (3) 助成対象事業の平面図、見積書、カタログその他参考資料
- (4) 助成事業を実施する場所の現況写真、住宅地図（商店を色分けしたもの）、地図（まわりの状況がわかるもの）

第5 事業内容の変更

- 1 要綱第10の「事業内容の変更」が生じた場合には、必ず事前に協会理事長の承認を受けてください。

なお、事前に変更承認を受けていない場合又は変更により当該事業が採択された趣旨から逸脱する場合は、変更承認を受けられない、あるいは助成額が減額になることがありますので留意してください。

- 2 要綱第10の「事業内容の変更」のただし書きのとおり、入札等による事業費の変更については承認の必要はありませんが、入札結果により助成金額に残額が生じ、新たな事業を実施する場合には、その多少に係らず承認を必要とします。

なお、12月1日以降の事業内容の変更は認められませんので、留意してください。

第6 助成金の交付

要綱第12の「助成金の交付」を申請する場合、助成対象事業に要した金額が、交付決定額を超える場合は決定額を、決定額を下回る場合はその金額を申請するものとします。

また、「完了報告書」には次の資料を添付してください。

- (1) 魅力ある商店街づくり助成事業実績報告書（様式7）
- (2) 助成対象事業の平面図、見積書、カタログその他参考資料
- (3) 助成事業を実施した場所の位置図

- (4) 助成対象事業の実施状況が確認できる写真

写真は4枚以上とし、「宝くじの普及宣伝事業として整備された」旨の標示の確認できるものを含むものとします。なお、写真はカラーコピーも認めます。

- (5) 助成対象物件の引き渡しを確認できる資料

納品書、完了届、検査（検収）確認書などのうちいずれか1つの写し

- (6) 助成対象経費にかかる領収書又は請求書の写し

助成対象事業に関する収入・支出の状況が確認できる資料の裏付けとなる資料として、契約書、請求書、領収書、支出命令書のうちいずれか1つの写し

第7 自治宝くじの普及広報

要綱第13の「施設又は設備等のその旨を表示」は、次の(1)の基準および別添による自治宝くじ普及宣伝の表示板とし、(2)の資料を要綱第8による「助成申請書」とともに提出するものとします。

(1) 表示板の基準

- ① 大きさ 施設等 原則としてB3サイズ(364mm×514mm)以上
街路灯等 原則としてA4サイズ(210mm×297mm)以上
- ② 材質 耐久性のあるもの
- ③ 設置場所 施設の入口付近の高さ1~1.5mの位置
最も不特定多数の人の通行が多く、目のつきやすい位置
※助成対象物件が複数の場合は、原則として、各々設置すること
- ④ 設置方法 ボルト等で加工・固定
- ⑤ その他 表示板には市町村の名を入れること
表示板の製作・設置場所の決定にあたってはセンター理事長
と事前に協議を行うこと

(2) 事業計画に添付する資料

- ① 表示板の設置場所のわかる見取り図
 - ア 敷地平面図に施設及び取付場所を標示したもの
 - イ 具体的な取付位置が分かるように立面図に寸法(表示板までの高さ等)を加え表示したもの
- ② 表示板記載の文言
- ③ 表示板の大きさ・材質・固定方法

この〇〇〇は **宝くじ** の普及宣伝
事業として整備されたものです

平成〇年〇月
団体名

魅力ある商店街づくり事業

協賛  財団法人 **地域活性化センター**

**贈
宝くじ**

団体名

魅力ある商店街づくり事業

協賛

 財団法人 **地域活性化センター**